

兵庫県行政不服審査会の活動状況

令和5年度

兵庫県行政不服審査会事務局

目次

1	諮問・答申の概況.....	1
2	新規諮問事件の状況.....	1
	(1) 審査関係人等の状況.....	1
	ア 審査請求人	1
	イ 参加人	2
	ウ 処分庁	2
	(2) 処分根拠法令別件数.....	2
	(3) 諮問月別諮問件数.....	2
	(4) 審査請求から諮問までの期間.....	3
3	調査審議及び答申の状況.....	3
	(1) 部会等の開催状況.....	3
	(2) 調査審議における各種手続の実施状況.....	4
	(3) 令和5年度に答申した諮問事件の調査審議期間.....	4
	(4) 答申の状況	5
	(5) 答申における付言等の実績.....	5
4	審査会の運営	5
	<参考資料> (行政不服審査会委員名簿 (令和5年度))	6

1 諮問・答申の概況

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項及び行政不服審査法の施行に関する条例（平成28年兵庫県条例第10号）第6条の規定に基づき、兵庫県行政不服審査会（以下「当審査会」という。）が設置されている。当審査会は、同法の対象となる平成28年4月1日以降にされた処分又は同日以降にされた申請に対する不作為に係る審査請求のうち、知事が審査庁となるものについて、同法第43条に基づく諮問を受け、審査請求についての審査庁の判断の妥当性（審理員の審理手続の適正性を含む。）を調査審議し、答申するものとされている。

令和5年度の諮問事件（前年度繰越事件及び新規諮問事件をいう。以下同じ。）は38件であり、その内訳は、前年度繰越事件が19件、新規諮問事件が19件であった。これに対し、当審査会が令和5年度中に行った答申は26件であり、うち、審査庁の判断を妥当としたものが22件、妥当でないとしたものが3件、審査庁において必要な調査検討を尽くした上で再度諮問をすべきとしたものが1件であった。

また、令和5年度は、中間答申及び諮問取下げの実績はなく、令和5年度末時点で、翌年度に繰り越した諮問事件は12件（うち、当審査会において調査審議中の件数は2件）であった。

表1 諮問件数、答申件数等の実績

（単位：件数）

	諮問			答申				取下げ	翌年度繰越し
	合計	前年度繰越分	年度内諮問分	妥当と判断したものの	妥当でないとしたもの		その他		
					変更	取消し			
令和3年度	41	24	17	20	0	1	0	2	18
令和4年度	47	18	29	24	0	2	0	2	19
令和5年度	38	19	19	22	0	3 ^{※1}	1 ^{※2}	0	12

※1 不作為1件を含む。

※2 審査庁に差戻し

2 新規諮問事件の状況

（1）審査関係人等の状況

ア 審査請求人

令和5年度の新規諮問事件について、審査請求人の属性別に見ると、表2のとおりであった。このうち、代理人（法定代理人を除く。）によってなされた審査請求に係る諮問事件は、4件であった。

表2 新規諮問事件の審査請求人の属性（令和5年度）

新規諮問事件の審査請求人の属性		件数
処分の名宛人によるもの	個人によるもの	19
	法人によるもの	0
処分の名宛人以外によるもの	個人によるもの	0
	法人によるもの	0

イ 参加人

令和5年度の新規諮問事件について、参加人が参加していた諮問事件はなかった。

ウ 処分庁

令和5年度の新規諮問事件について、処分庁（機関単位）の属性別に見ると、処分庁が市町の機関（市町長等）であるものが7件、審査庁と同じ県の機関（知事等）であるものが12件であった。

(2) 処分根拠法令別件数

令和5年度の新規諮問事件について、処分根拠法令別に見ると、表3のとおりであった。

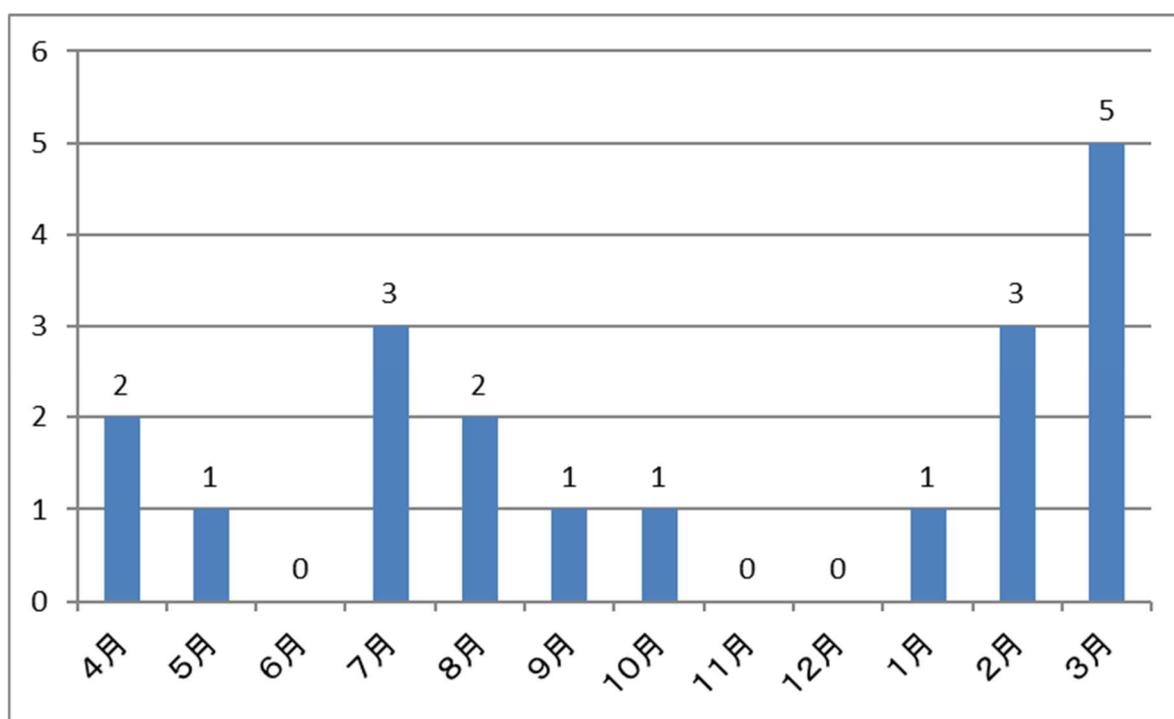
表3 処分根拠法令別の諮問件数（令和5年度）

処分根拠法令	件数
特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）	7
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）	5
生活保護法（昭和25年法律第144号）	3
地方税法（昭和25年法律第226号）及び兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）	2
身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）	1
児童福祉法（昭和22年法律第164号）	1

(3) 諮問月別諮問件数

令和5年度の新規諮問事件について、諮問された月別に見ると、図1のとおりであった。

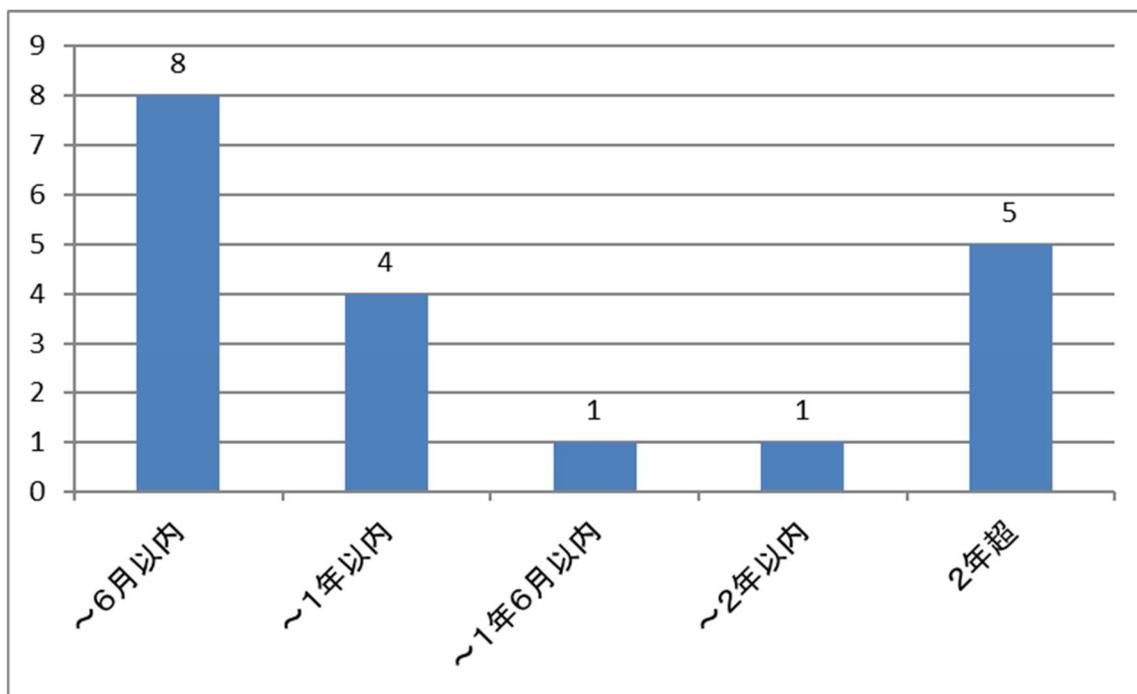
図1 新規諮問事件の諮問月別分布（令和5年度）



(4) 審査請求から諮問までの期間

令和5年度の新規諮問事件について、審査請求年月日から当審査会に諮問されるまでの期間で見ると、図2のとおりであった。

図2 諮問までの所要月数の分布（令和5年度）



3 調査審議及び答申の状況

令和5年度の諮問事件に係る調査審議及び答申の状況は、以下のとおりであった。

(1) 部会等の開催状況

令和5年度の各部会の開催回数は、第1部会が7回、第2部会が8回、第3部会が7回であった（表4）。

なお、調査審議及び答申に係る全体会は、開催されなかった。

表4 部会の開催状況（令和5年度）

	第1部会		第2部会		第3部会	
	開催日	審査件数	開催日	審査件数	開催日	審査件数
令和5年度	R 5. 6. 21	3件	R 5. 5. 31	3件	R 5. 5. 24	3件
	R 5. 7. 26	3件	R 5. 7. 14	3件	R 5. 7. 13	3件
	R 5. 9. 20	3件	R 5. 9. 7	3件	R 5. 9. 5	3件
	R 5. 11. 16	3件	R 5. 11. 9	3件	R 5. 10. 12	3件
	R 5. 12. 27	3件	R 5. 12. 21	3件	R 5. 12. 15	3件
	R 6. 2. 14	3件	R 6. 1. 15	2件	R 6. 1. 18	3件
	R 6. 3. 21	2件	R 6. 2. 16	3件	R 6. 3. 15	3件
			R 6. 3. 19	2件		

(2) 調査審議における各種手続の実施状況

調査審議における各種手続の実施状況については、表5のとおりであった。

表5 調査審議における各種手続の実施状況（令和5年度）

実施手続	主張書面等の提出の求め	口頭説明の求め	参考人の陳述	鑑定	意見陳述	主張書面等の閲覧等
事件数	26	26	10	0	0	0

(3) 令和5年度に答申した諮問事件の調査審議期間

令和5年度に答申した諮問事件について、調査審議期間（諮問から答申までの所要月数）の分布は図3、部会開催回数の分布は図4のとおりであった。

図3 諮問事件の調査審議期間の分布（令和5年度に答申したもの）

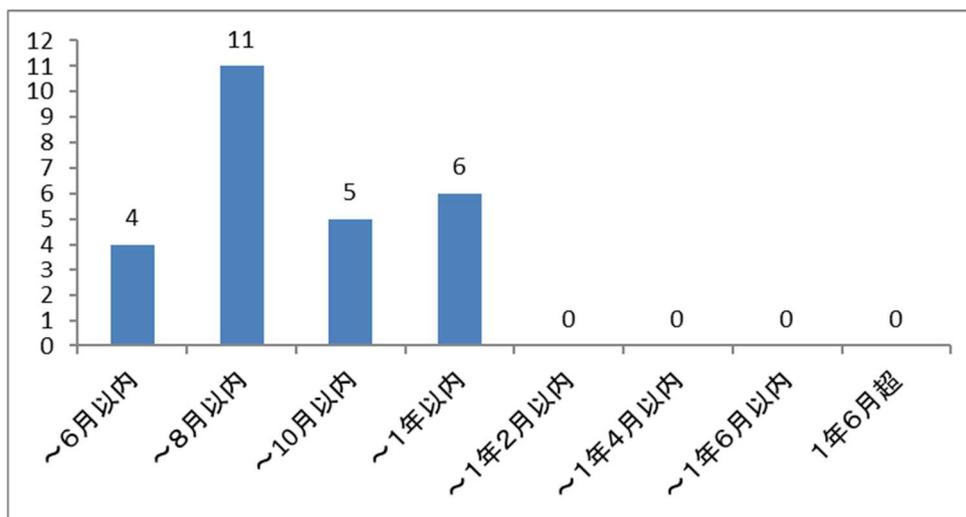
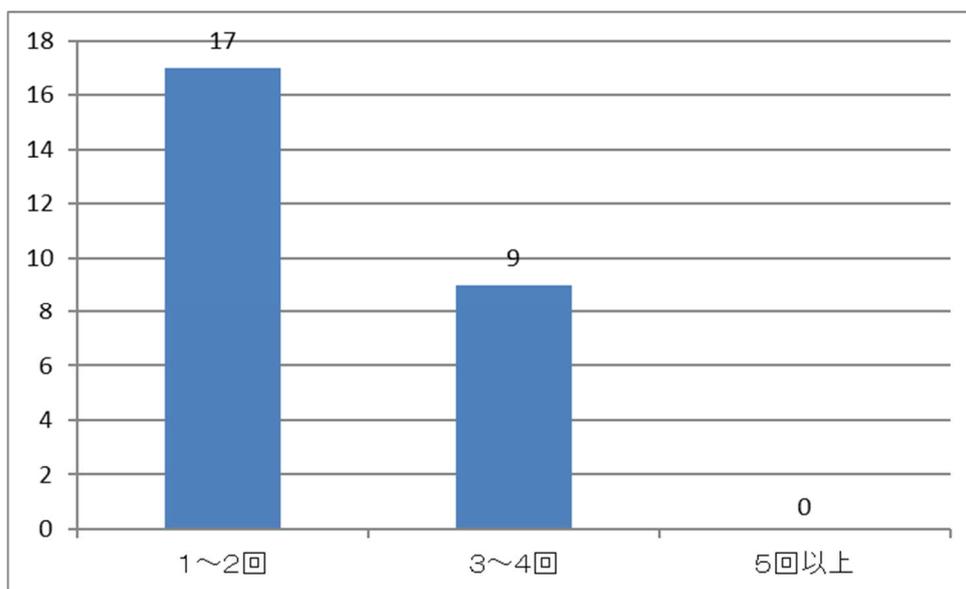


図4 諮問事件の部会開催回数の分布（令和5年度に答申したもの）



(4) 答申の状況

令和5年度の答申は、表1のとおりであり、審査庁の判断を妥当としたものが22件、妥当でないとしたものが3件、審査庁において必要な調査検討を尽くした上で再度諮問すべきとしたものが1件であった（答申の内容は、次のURLを参照）。

URL:<https://fufukudb.search.soumu.go.jp/koukai/Main>（総務省 行政不服審査裁決・答申検索データベース）

なお、審査庁の判断が妥当でないとした答申は、表6のとおりであった。

表6 審査庁の判断が妥当でないとした答申（令和5年度）

答申番号	答申日	原処分の概要
令和5年度 答申第6号	令和5年7月26日	生活保護法に基づく生活保護変更決定処分
令和5年度 答申第8号	令和5年9月7日	鳥獣保護法に基づく狩猟免許取消処分
令和5年度 答申第9号	令和5年9月7日	鳥獣保護法に基づく狩猟免許更新申請書類等返却処分

(5) 答申における付言等の実績

当審査会では、答申において、審査庁又は処分庁における当該答申に係る処分根拠法令の運用が不適切であると考えられた場合や、審理員による審理手続等が不当であると考えられた場合等について、その改善を求める観点から、問題点を指摘し、必要な措置を執るよう付言を付すことがある。

令和5年度の答申では、4件の答申（令和5年度答申第8号、令和5年度答申第10号、令和5年度答申第11号及び令和5年度答申第17号）において付言が付された。

4 審査会の運営

当審査会の運営に関しては、委員全員で構成する全体会で協議するところ、令和5年度の開催はなかった。

<参考資料>

行政不服審査会委員名簿（令和5年度）

部 会	氏 名	役 職 等
第1部会	中川 丈久	会長・第1部会長 神戸大学大学院法学研究科教授
	吉田 邦子	弁護士
	梅谷 順子	元青少年本部理事長
第2部会	角松 生史	副会長・第2部会長 神戸大学大学院法学研究科教授
	浅田 修宏	弁護士
	西村 淳一	元兵庫県出納局長
第3部会	正木 靖子	副会長・第3部会長 弁護士
	興津 征雄	神戸大学大学院法学研究科教授
	柏原 俊朗	社会福祉法人兵庫県視覚障害者福祉協会事務局長

(役職等は、令和6年3月31日現在)